

お知らせ

akabira
information



かわいいおともだちを紹介します！



みやざきさやちゃん
(10ヶ月)

あかびらの人口

(平成28年11月末日現在)
※()内は前月比

総 数	10,813人	(↓24)
男	4,948人	(↓12)
女	5,865人	(↓12)
世帯数	6,143世帯	(↓15)

お天気メモ

(平成28年11月)

最高気温	13.9°C	(19.2°C)
最低気温	-12.8°C	(-11.3°C)
降水量	110.5mm	(71.0mm)
降雪量	90cm	(50cm)

司法書士中根事務所

◆業務内容◆

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)
商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・
簡易裁判所訴訟代理(※)(※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大電話 0125-74-5550
赤平市東文京町2丁目4番地2
ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



あなたの
悩みに

コタエを
出します

すべての相談の相談料が
無料になりました。

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)
土曜 10:00~13:00

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

お知らせ

建設工事等指名願いの受付

市では、平成29・30年度に発注する建設工事、製造の請負、物品の販売・買入、設計、測量等委託業務、役務業務の入札参加希望業者の競争入札参加資格申請を受付けます。

▼建設工事の指名願いをする方は、事前に必ず建設業法により、大臣または知事の経営審査を受けていなければなりません。なお、審査にはP点(総合評定点)での審査が必要になります。

▼建設工事申請にあたっては社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の加入が必須となりました。いずれかが未加入の場合は申請できません。

提出書類

- ①建設工事／市町村統一様式(様式9)に納税証明書、納税確認書などを添付
- ②委託業務・設計等、その他委託業務・役務／市町村統一様式(様式10)に納税証明書、納税状況確認書などを添付
- ③物品の販売等／市指定様式(契約管財窓口、または市のホームページからダウンロードできます。)に納税証明書、納税状況確認書などを添付

状況確認書などを添付

ムページからダウンロードできます。)に納税証明書、納税状況確認書などを添付

▼提出書類の詳細などは必ずお問合せいただか、市のホームページでご確認願います。

▼受付けは持参のみです。

▼指名願いは、市内・市外業者同時に受付けています。

受付期間(平日のみ)

1月16日(月)～2月10日(金)
9時～12時、13時～17時

受付・問合せ

契約管財係 ☎ 32-22211

調理師就業届出

調理業務に従事している調理

師の方は、法律で2年ごとに、12月31日現在の従事場所などを届け出ることが定められています。

今年は届出が必要な年です。

届出が必要な調理師

次の施設、店舗で調理業務に従事している調理師の方。

会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の加入が必須となりました。いずれかが未加入の場合は申請できません。

今年は届出が必要な年です。

届出が必要な年です。

会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の加入が必須となりました。いずれかが未加入の場合は申請できません。

今年は届出が必要な年です。

届出が必要な年です。

届出が必要な年です。

届出が必要な年です。

届出が必要な年です。

届出が必要な年です。

インターネット届出

問合せいただき、市のホームページでご確認願います。

指名願いは、市内・市外業者同時に受付けています。

受付期間(平日のみ)

1月16日(月)～2月10日(金)
9時～12時、13時～17時

受付・問合せ

契約管財係 ☎ 32-22211

適切な検針を行うために雪が多い時期となりました。

適切な検針を行うために、水道メーター付近の除雪や、付近に物を置かないなどのご協力をお願いします。

※積雪などのためにメーター検針ができなかつた場合は、推定水量(過去6ヶ月の平均水量)で請求します。

◎漏水や故障の早期発見のため、月に数回は水道メーターを確認しましょう。

相談電話は「#91110」へ

受付・業務時間

8時～正午
1月5日(木)
☎ 32-2626

生 活

問合せ

北海道滝川保健所
☎ 24-6201

■ 1月4日(水)

植村建設株(伊藤)
☎ 090-4873-3084

■ 1月5日(木)

(株)和泉組
☎ 32-2626

受付・業務時間

8時～正午

◎凍結防止のため、こまめに水抜き栓で水を落としましょう。

などをいち早く警察へ通報する

緊急通報は「110番」

相談電話は「#91110」へ

事件・事故の内容について必要なことを質問しますので、あわてず落ち着いて答えてください。

警察官が早く現場に到着できるよう、場所の住所や付近の目標となる建物などを聞きますので、

正しく伝えてください。

携帯電話で110番する場合、

運転しながらの通報は法令違反となりますので、安全な場所に停止して通報してください。

車を運転しながら歩きながらの通報は通話が途切れることができますので控えてください。

移動しながらや歩きながらの通報は通話が途切れることができますので控えてください。

メール110番は、耳や言葉

の不自由な方が携帯電話のE

メーリル110番は、耳や言葉

の不自由な方が携帯電話のE

メーリル110番は、耳や言葉

の不自由な方が携帯電話のE



こっこちゃん募集中

かわいいお子さん・お孫さんの写真を広報に載せてみませんか(10カ月～3歳くらい)。

現在、写真を募集中です。
まずはご連絡ください。

広報広聴係 ☎ 32-1834

問合せ

赤穂警察署地域課
☎ 32-0110

問合せ

要望は短縮ダイヤル「#9110」(警察相談専用電話)をご利用ください。

相談や警察業務に関する意見・

手続きに関する照会などは、最寄りの警察署または交番・駐在所の電話をご利用ください。